

〔法学新報〕第22卷2(250)号 明治45年2月1日

○中央大学法学会 去十二月十日午後第二十五教室に於て仁井田博士審判の下に法学会の討論会を開催したるか会する者百数十名論題は「或社団の設立許可前に其社団の代理人と称する者其社団の名を以て或法律行為を為したるとき其社団設立許可ありたる後に於て其代理人と称する者の為したる法律行為を追認して其効力を許可前まで遡らしむることを得るや」(仁井田博士出題)なり積極消極の各論者交互登壇熱心に其主張を述べ今其論旨の要を述べんに消極説論者は曰く此場合代理人と称する者の為したる法律行為は其性質に於て無権代理に属すべきものなれとも而も是れ無権代理人の代理行為なりと云ふを得ず何となれば設立許可以前に於ては其社団は未だ法律上人格者なりと認むるを得ず従て主体なきものは契約の当事者たることを認むるに由なし又斯るものの為したる法律行為を追認に依りて有効ならしむるに於ては社団法人設立に関する諸種の必要なる条件を具備せしむべき法律の精神と相容れず又遺言に依る寄附行為に依り設立せられたる財団法人に於ては其財団設立許可あり

たるときは遺言か効力を生したる時に遡りて其効力を生ずるの例外規定を置きたる精神にも悖るべく又社団の解散後に於ては当然主体なしと雖も特に其清算事務に関しては其法人の尚ほ引続き存在するものとして取扱はしむるの例外規定を特に設けたる立法の精神にも反すへしと云ふに在り次に積極説論者は曰く此場合代理人と称するものの法律行為は一種の条件附の法律行為にして社団か其設立を許可せられたるときは追認に依りて其法律行為の当時に遡りて効力を及ぼさしむるも何等差支えなく却て實際の便宜に適すること多し是れ法人設立の要素たる発起人の為したる法律行為は其設立の許可ありたる後当然法人の為したる法律行為として取扱はるる所以にして斯くせざるに於ては法人設立以前に種種必要なる法律行為を為すも設立許可ありたる時に至りて皆無効なりとせば誰か起ちて熱心当面の事務を処理するものあらんや故に其代理人と称するものの為したる法律行為にして苟も其設立の許可せられたる社団の目的に反せざる以上は宜しく追認により設立許可前に遡りて其効力を生せしむへしと云ふに在り終りて仁井田博士の講評あり博士は消極説を採り審判の結果第一等登坂富四郎第二等青木雷三郎第三等柳田宗一郎第四等常田力と為り各自賞与を受けられたり(委員報)